

○和歌山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

平成24年12月20日

条例第51号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の12第2項第1号並びに第115条の14第1項及び第2項の規定に基づき、法第54条の2第1項本文の指定の申請者の基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(法第115条の12第2項第1号の申請者)

第3条 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人である者とする。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等)

第4条 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、次条から第8条までに規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下この条及び次条において「省令」という。）の規定（省令第40条、第63条及び第84条を除く。）による基準をもって、その基準とする。

(記録の整備)

第5条 省令第40条、第63条及び第84条の規定は、指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う者（次条から第8条までにおいて「事業者」という。）が整備し、かつ、保存しなければならない記録について準用する。この場合において、省令第40条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した日から5年間」と、省令第63条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した日から5年間」と、省令第84条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した日から5年間」と読み替えるものとする。

(人権擁護)

第6条 事業者は、指定地域密着型介護予防サービスの利用者の人権を擁護するため、指定地域

密着型介護予防サービスを提供する事業所（次条及び第8条において単に「事業所」という。）ごとに、人権擁護推進員を置くとともに、その従業者に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

（災害対策推進員の配置）

第7条 事業者は、非常災害対策を推進するため、事業所ごとに災害対策推進員を置かなければならない。

（安全管理対策推進員の配置）

第8条 事業者は、指定地域密着型介護予防サービスの利用者の安全管理対策を推進するため、事業所ごとに安全管理対策推進員を置かなければならない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。